

[事案 26-150] 契約無効請求

・平成 27 年 7 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、60 歳までの保険料の支払いのみで、特約についても 60 歳以降の保障を提供すること、または契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 3 月に契約した終身保険について、主契約の保険料払込期間満了（60 歳）後も特約の保障を継続するためには、60 歳以降も特約保険料の払込みが必要であるということの説明を募集人から受けておらず、60 歳払込終了との約束だった。

しかし実際には、主契約だけが 60 歳で払込終了で、特約保険料の払込みは継続することから、60 歳払込終了という契約の履行または、契約の取消し（既払込保険料の返還）をしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書および申込書等には、主契約の保険料払込期間満了後に特約の保険料を支払う必要があることや、特約の保険料払込期間が 80 歳までであることが明確に記載されている。
- (2) 保険商品は目に見えない商品であり、その説明には設計書の使用が不可欠と言えるが、上記のような明確な記載があることから、募集人がこの説明をしなかったとは考えにくい。
- (3) 上記を前提とすると、申立人が錯誤に陥っていたとはいえない。仮に錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、契約時に申立人はどのようなニーズを示したのか、募集人の説明内容は申立人が充分理解できる程度であったかなどを把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約を無効とすべき特段の事情は認められず、募集人の説明不足等その他保険会社に指摘すべき不適切な取扱い等も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。